

VA 管理業務に関する法令解釈 「工学的機器のエキスパートの医療貢献から見た法令解釈」

川崎 忠行

公益社団法人日本臨床工学技士会 会長

臨床工学技士の諸業務および業務の遂行に係る留意事項等を示し、その業務を適正に、かつ、医師、看護師、その他の医療関係職種と連携して、円滑に行うことができることを目的として、1988年「臨床工学技士業務指針」が厚生労働省医政局医事課から通知された。

そして22年経ち、医療環境の変容に対応するため、2010年に19の関連学会等との連携で「臨床工学技士基本業務指針2010」を策定し、厚労省医政局医事課に高閲して頂き公開した。これを受けて1988年の業務指針は同医事課通知で廃止となっている。

臨床工学技士関連法令の運用に関して注目すべきこととして「臨床工学技士業務指針の廃止について」に“職能団体や関係学会の自主的な取組によって、医療技術の高度化に対応しながら適切な業務実施が確保されるべき”と記載され、生命維持管理装置の操作や付帯する診療の補助行為は、当該治療領域のチーム医療を前提に関係医学会との連携で適正に管理することとなっている。

チーム医療の推進のためには、そのチームの各資格法を理解しなければならない。

医療行為は医師のみ行うことができる行為である。

保助看法は、医療行為は禁止され、医師の指示で診療の補助ができるとしか定められていないネガティブリスト方式の法構成(禁止事項が定められた法)である。

臨床検査技師法は、診療の補助は原則禁止だが、医師の指示の下に採血や検体採取、16項目の生理学的検査を行うことができるポジティブリスト方式の法構成(行える事項が定められた法)である。

臨床工学技士法も、医療行為は禁止され、医師の指示の下に診療の補助として、生命維持管理装置の操作を行うことができるとした、ネガティブリスト方式の法令構成である。

従って、ネガティブリスト方式の法とポジティブリスト方式の法では大きく異なる点として、前者は医療高度化、多様化などの新技術に対して、柔軟に対応できるメリットがある。一方の后者は、新たな医療技術への対応は、法令改正によって業務の追加を要することとなる。

厚労省は安全確保と合理的な人材の活用のために、人工呼吸器使用時の痰の吸引や留置カテーテルからの採血は付帯する診療の補助行為として“できる”と法令解釈したことが、ネガティブリスト方式の法である根拠と言える。

従って、VAへの穿刺を担当する臨床工学技士が、必然的に非侵襲的かつ簡便な超音波診断装置を自らの業務に活用していることは、透析の質と安全確保のため、様々な機器を駆使する医療職としての役割を果たしていることになる。

尚、診療報酬上の超音波診断装置による透析VA管理料や超音波画像支援VA穿刺法の算定は今後の課題であり、エビデンスに基づき将来決定されるべきものとする。

「臨床工学技士のためのバスキュラーアクセス日常管理指針」 策定の経緯とその概要

村上 淳

公益社団法人日本臨床工学技士会 バスキュラーアクセス管理委員会 委員長
東京女子医科大学

(公社)日本臨床工学技士会(日臨工)の統計調査委員会では、ほぼ隔年で「臨床工学技士に関する実態調査 施設アンケート」を実施している。2013年にも実施され、調査期間：2013年3月31日～4月31日、発送数：3,656、回答数：2,136、回収率：58.4%であった。

このアンケート結果の分析より以下のことが明らかとなった。

- (1) 血液浄化業務に多くの技士が携わり、そのほとんどがバスキュラーアクセス(VA)への穿刺を行っている。
- (2) 自己血管内シャント(AVF)や人工血管内シャント(AVG)への穿刺に比べると表在化動脈への穿刺の割合が少ない。これはおそらく臨床工学技士法に「内シャントへの穿刺」と記載されていることが影響していると考えられる。また、動脈直接穿刺を行っていると答えた施設もあり、基本業務指針に記載された「内シャントはVAと読み替える」の疑義解釈が急務と考えられた。
- (3) 「VAへの穿刺もしくは管理に超音波診断装置(エコー)を利用していますか」という質問に対して、約半数が「はい」と答えている。2010年の調査では13.2%、2012年の調査では24.7%が「はい」と答えており、調査のたびにVA管理にエコーを用いている施設が増えていることが判明した。このことより、エコーは透析治療の現場において必須の医療機器になりつつあることが伺える。また、従来、VAの管理は理学所見が中心であったため、医師、看護師がVA管理において重要な役割を担ってきたが、VA管理にエコーをはじめとする様々なモニタリング機器やIT関連機器を活用する事が多くなったことで、医療機器の専門職である臨床工学技士にVA管理がシフトしてきた事を意味しているのかもしれない。
- (4) 「エコーを用いたVA関連の業務を行うにあたり何らかの研修を行っていますか」という質問に対して、約40%が「いいえ」と答え、「エコーを使用したVA関連の業務を実施するにあたり、医師の具体的な指示を受けていますか」には約33%が「いいえ」と答えていた。機器の正しい取扱いや正確なデータを採取するための教育・研修の必要性、如何に非侵襲的なモニタリングであるとはいえ、医師の指示に基づいて医療行為は行われなければならないということの大原則の周知徹底が必須と考えられた。

以上のことより、臨床工学技士が穿刺の対象とすべきVAの範疇やエコー等のモニタリング機器を用いたVA管理のあり方について、明確にすることが急務と考え、日臨工内に「バスキュラーアクセス管理委員会」を設置し、日本透析医学会、日本血液浄化技術学会との協働で「臨床工学技士のためのバスキュラーアクセス日常管理指針」の策定を行うこととした。

今回の講演では本指針策定の経緯とその概要について解説する。